

藤沢市ケアラー支援推進計画の策定について(最終報告)

本市では、令和6年12月に「ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例」(以下、「ケアラー支援条例」という。)を制定しました。ケアラー支援条例第9条に基づき藤沢市ケアラー支援推進計画を策定し、藤沢市ケアラー支援協議会における協議、令和7年12月市議会定例会における中間報告でいただいたご意見及びパブリックコメントの結果を踏まえ、最終案としてとりまとめ、報告をするものです。

1 パブリックコメント(市民意見公募)の実施結果等 (資料2 p64~66 参照)

- (1) 実施期間 令和7年11月11日～12月15日
- (2) 意見件数 6件
- (3) 対応

ご意見のうち、グリーフケアの観点に関するご意見と文言修正の2件については計画に反映し、残る4件については、既に計画に包含されている内容や個別事業に関わるもの、直接計画に関連しない内容となっております。

2 かわせみボイスを活用した子どもからの意見聴取結果

- (1) 実施期間 令和7年11月28日～12月19日
- (2) 閲覧者数 10名
- (3) 用意した設問への回答 ※全3問
 - ア 設問1 ケアラー(家族や身近な人の世話をする人)について、あなたはどのように感じますか? ※全5件回答

回答1 とても大切なことだと思う(助ける人も助けられる人も大事にするべき)※4件
回答2 大切だと思うが、よくわからないところがある※1件
回答3 あまり関係ないと思う※0件
回答4 わからない・答えられない※0件

イ 設問2 学校や地域でケアラーを助けるために、どれが一番に必要だと思いますか? ※全4件回答

回答1 学校の勉強や出席を助けるしくみ(配慮や支援)※2件
回答2 周りの大人や友だちが話を聞いてくれるしくみ(相談できる場)※1件
回答3 家や地域で助けてくれる人を増やすこと(ボランティアやサポート)※1件
回答4 ケアラーのことをみんなに知ってもらう学習や広報※0件
回答5 わからない・答えられない※0件

ウ 設問3 自由記述 ※全2件回答

- a 夜間、頼れる人がいないケアラーさんにとって、「少し話せる」「見守ってくれる」存在があるだけで安心が生まれます。
- b ヤングケアラーであっても、遊んだり、勉強できたりする環境を整えて、将来の選択肢が広げられる社会になると良いと思う。

3 最終案（資料2）

中間報告からの主な修正及び追記については、市議会からの意見をはじめ、藤沢市ケアラー支援協議会やパブリックコメントの意見を踏まえ、記載内容の理解に差が生じないよう、文言の修正を行うとともに、グリーフケアの視点や事例紹介、資料編を追記しております。

(1) 追記 (p17～p18参照)

ケアが必要となった直後など、必要な情報の収集が難しいと予想される状況及びケア対象者の施設入所や死去などケア終了後の喪失感に関する課題等について追記

(2) 事例紹介 (p33～51 参照)

ケアラー本人、相談支援者、事業主の視点から、5事例について、概要、関連する基本施策、ケースの状況、課題、支援メニュー、結果及び今後の改善点などを詳細に記載

(3) 資料編 (p52～71 参照)

ア ケアラー本人やその家族等の支援に資する事業

イ パブリックコメントの実施状況

ウ 藤沢市ケアラー支援協議会について

4 これまでの経過と今後の予定

- 令和7年5月19日 第1回ケアラー支援協議会：計画のイメージ共有
- 令和7年7月1日 第2回ケアラー支援協議会：計画骨子の協議
- 令和7年8月5日 第3回ケアラー支援協議会：計画(素案)の協議
- 令和7年10月22日 第4回ケアラー支援協議会：計画(案)の協議
- 令和7年12月5日 藤沢市議会定例会報告(中間報告)
- 令和8年1月13日 第5回ケアラー支援協議会：計画(最終案)の協議
- 令和8年2月18日 藤沢市議会定例会報告(最終報告)
- 令和8年4月1日 施行予定

以上
(事務担当 福祉部 地域福祉推進課)